

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注			
		大規模住居等減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合			
				委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合			
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (1) 区分6 (668単位) (2) 区分5 (552単位) (3) 区分4 (471単位) (4) 区分3 (385単位) (5) 区分2 (295単位) (6) 区分1以下 (259単位)	入居定員が8人以上 ×95/100	×70/100	×95/100			
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (1) 区分6 (617単位) (2) 区分5 (501単位) (3) 区分4 (420単位) (4) 区分3 (334単位) (5) 区分2 (244単位) (6) 区分1以下 (212単位)						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (1) 区分6 (467単位) (2) 区分5 (387単位) (3) 区分4 (301単位) (4) 区分3 (211単位) (5) 区分2 (182単位) (6) 区分1以下 (699単位)						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体談利用) (1) 区分6 (532単位) (2) 区分5 (502単位) (3) 区分4 (415単位) (4) 区分3 (326単位) (5) 区分2 (289単位) (6) 区分1以下 (444単位)						
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合 (1) 区分6 (444単位) (2) 区分5 (398単位) (3) 区分4 (365単位) 世話人配置5:1の場合 (1) 区分6 (393単位) (2) 区分5 (347単位) (3) 区分4 (314単位) 世話人配置6:1の場合 (1) 区分6 (380単位) (2) 区分5 (313単位) (3) 区分4 (281単位)						
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1) (259単位)				入居定員が8人以上 ×87/100	×70/100	×95/100
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1) (212単位)						
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1) (182単位)						
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1) (121単位)						
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	(体談利用) (289単位)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)						
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援体制加算(Ⅰ) (1) 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき672単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者3人 (1日につき448単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者4人 (1日につき336単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者5人 (1日につき269単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者6人 (1日につき224単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者7人 (1日につき192単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下 (1日につき149単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき112単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき90単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき75単位を加算) (11) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) 夜間支援対象利用者2人以下 (1日につき112単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者3人 (1日につき90単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者4人 (1日につき75単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者5人 (1日につき64単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者6人以上10人以下 (1日につき50単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者11人以上13人以下 (1日につき37単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者14人以上16人以下 (1日につき30単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者17人以上20人以下 (1日につき25単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 (1日につき18単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)						
昼夜障害者支援加算	(1日につき360単位を加算)						
日中支援加算	イ 日中支援体制加算(Ⅰ) (1) 日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算) (2) 日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算) ロ 日中支援体制加算(Ⅱ) (1) 日中支援対象利用者1人 (1日につき339単位を加算) (2) 日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算) (3) 日中支援対象利用者3人以上 (1日につき135単位を加算)						
自立生活支援加算	(入居中1回、退居後1回を限度として、500単位を加算)						
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1日につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1日につき1,122単位を加算)						
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)						
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)						
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき300単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき99単位を加算)						
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)						
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×74/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×170/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×54/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×124/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×30/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×69/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×90/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×80/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×80/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×10/1000) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位数×23/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					